

京都市サポーターショップ企画・運営業務仕様書

1 委託業務の名称

京都市サポーターショップ企画・運営業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 趣旨・目的

本市では、「京都を応援したい」という首都圏の企業・店舗によるネットワーク「京都市サポーターショップ」（以下、サポーターショップという）を構築し、各企業・店舗と連携して京都市に関する情報を発信することになっている。

このサポーターショップに参加する企業・店舗の情報を集約し、京都ブランドを活かした発信を行うことで、首都圏における京都市ファン層の拡大を図り、個人版ふるさと納税の獲得や移住促進、関係人口創出など首都圏からの投資の喚起に繋げることを目的とする。

なお、サポーターショップについては、別紙「京都市サポーターショップ認定制度実施要領」を参照すること。

4 委託内容

(1) 効果的な情報発信（訴求コンテンツ等の作成）

サポーターショップの位置、概要、画像など各店舗の情報を集約し、京都ブランドを活かした発信をするためのデジタルコンテンツの提供及び提供したコンテンツの運営・管理及び広報を行うこと。

また、本業務の目的達成に有益と思われる機能の充実や追加提案、将来的な拡張性も考慮すること。

(2) 応募者からの独自提案

応募者は、上記の委託内容以外に本業務の主旨・目的に適うような提案や、独自のタイアップ企画など、他の手法と比較した優位性や経費を含めて提案すること。

※ なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、履行期間中に本業務内容の変更・中止等の必要性が生じた場合は、契約変更を行い、委託料を減額する場合があります。

5 委託料上限額

1,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額は、本業務の実施に係る全ての費用を含む。

6 成果物

次に掲げる成果物を本業務終了後30日以内に、京都市に提出すること。

- ・業務完了届 2部
- ・業務終了報告書 2部
- ・本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式

- ・上記成果物に係る電子データ

7 留意点

- (1) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者の間で協議を行う、協議が整わないときは、本市の指示に従うこと。
- (2) 今後のサポーターショップ事業の展開に応じて、本市が指定する関係事業者等との連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (6) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果物を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。
- (7) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこととする。